資料1-2

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現　行
第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図り、若しくは本人その他の者に損害を加える**目的で提供し、又は盗用したときは、**２年**以下の拘禁刑又は**100万円**以下の罰金に処する。 第58条　偽りその他不正の手段により、**開示決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。 **附　則** **この条例は、令和９年１月17日から施行する。**	第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を**図る**目的で提供し、又は盗用したときは、**１年**以下の拘禁刑又は**50万円**以下の罰金に処する。 第58条　偽りその他不正の手段により、**第25条第１項の決定**に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。